

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について
(保健所における調査の終了、研究班への協力依頼)

欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生については、令和 4 年 5 月 19 日付（日医発第 381 号（健Ⅱ））をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は国立感染症研究所からの報告を踏まえ、同肝炎について、暫定症例定義を満たす症例に関する積極的な情報収集は令和 5 年 8 月 31 日までに医療機関から都道府県等へ報告された分を最後として終了し、日本医療研究開発機構が日本小児科学会と連携して実施する研究事業を通じた症例の把握と分析への協力を依頼するものです。同研究事業の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 研究期間は令和 5 年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日であること。
- 調査対象の症例定義は「16 歳以下」、「入院症例」、「AST あるいは ALT 500U/L を超える」、「A～E 型肝炎が否定される」をすべて満たす原因不明の急性肝炎であること。（明らかに薬剤性肝炎、血液腫瘍性疾患、代謝性疾患、循環器疾患によるもので、「原因不明の急性肝炎」から除外できるものは調査対象に含めない。アデノウイルス、SARS-CoV-2 が検出されている急性肝炎は含む。）
- 研究参加の具体的な方法は日本小児科学会または小児急性肝炎ネットの HP で示されていること。
 - 症例定義を満たす患者を診療し、患者から本研究への協力の同意を得た担当医師について、同 HP から日本小児科学会の「担当医師登録窓口」に登録すると、本研究に必要な資料などが送付される。
 - 「臨床情報調査票」に記入後、日本小児科学会事務局に対し、返信用レターパックを用いて郵送又はエクセルファイルをパスワードをつけてメールで送信する。
 - 送付される「臨床情報調査票送付と臨床検体送付の手順」にしたがって、全血、血清、便、咽頭ぬぐい液、肝組織などを研究班事務局である国立国際医療研究センターに送付する。

国立感染症研究所「複数国で報告されている小児の急性肝炎について(第 6 報)」:

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/2521-cepr/12165-hepatitis-children-6.html>

日本小児科学会 HP : https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=438

小児急性肝炎ネット HP : <https://pahn.jp/>

日本小児科学会事務局メールアドレス : jps_wakuchin@jpeds.or.jp

国立国際医療研究センター内研究班事務局メールアドレス : shoni-kanen@hosp.ncgm.go.jp

本事務連絡に関する連絡先 : 03-3595-2263 (厚生労働省健康局結核感染症課 谷口、上田)

事務連絡
令和5年8月21日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について
(保健所における調査の終了、研究班への協力依頼)

平素より、感染症行政に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、小児の原因不明の急性肝炎については、令和4年4月27日付け事務連絡「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について(協力依頼)」(同年5月13日一部改正)(以下「事務連絡」という。)に基づき、御対応いただいているところです。

国内外における発生状況については、令和5年8月21日付け「複数国で報告されている小児の急性肝炎について(第6報)」(国立感染症研究所)¹において、「2021年10月1日から2023年6月15日の間に国内で報告された症例について、発生状況、及び疫学的に特徴的な所見と経時的变化は確認されなかった。ウイルス性肝炎(E型肝炎・A型肝炎を除く)の小児の症例数の報告の増加、アデノウイルスに起因する感染症が例年以上に流行している兆候はみられない。また、2022年4月5日から同年7月8日までの間に、世界で1,000例以上の報告があったが、報告のあった各国で症例が著しく増加している兆候はない。」等と報告されました。

つきましては、この報告を踏まえ、事務連絡に基づく、暫定症例定義を満たす症例に関する積極的な情報収集は、令和5年8月31日までに医療機関から都道府県等へ報告された分を最後として終了としますので、貴会会員に対し、周知をお願い致します。

一方で、小児の重症急性肝炎の発症に関与する特定の病原体の有無や病態把握の観点で、継続した調査を行うことは重要であるため、日本医療研究開発機構において、別紙のとおり、日本小児科学会と連携し研究事業を実施していますので、貴会会員に対し、本研究を通じた症例の把握と分析にご協力いただきますよう、周知をお願い致します。

なお、本件に関する事務連絡を都道府県等及び関連学会(日本肝移植学会、日本小児科学会等)宛てに発出していることを申し添えます。

本事務連絡に関する連絡先：厚生労働省健康局結核感染症課
電話：03-3595-2263 担当：谷口、上田

¹ <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/2521-cepr/12165-hepatitis-children-6.html>

日本医療研究開発機構 (AMED) 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業
「原因不明の小児急性肝炎の実態把握、病原体検索、病態解明と治療法の開発」

実施要領

1. 研究目的

原因不明の小児急性肝炎の発生動向や病因などを把握する。

2. 研究期間

令和5年7月1日～令和6年3月31日

3. 調査対象

本調査では、次の定義を満たした症例を対象として、臨床情報の収集および検体収集を行います。

【症例定義: 次の4項目をすべて満たす原因不明の急性肝炎*】

- ① 16歳以下
- ② 入院症例
- ③ ASTあるいはALT 500 U/Lを超える
- ④ A～E型肝炎が否定される

*明らかに薬剤性肝炎、血液腫瘍性疾患、代謝性疾患、循環器疾患によるもので、「原因不明の急性肝炎」から除外できるものは調査対象に含めない。アデノウイルス、SARS-CoV-2が検出されている急性肝炎は含む。

4. 研究への参加方法

症例定義を満たす患者を診療した担当医師は、患者から同意を得られた場合、疫学調査並びに臨床検体の収集を行う臨床研究に協力をお願いします。研究参加の具体的な方法については、日本小児科学会 (https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=438) または小児急性肝炎ネット (<https://pahn.jp/>) のHPをご覧ください。

1) 症例の登録

上記のウェブサイトから、日本小児科学会の「担当医師登録窓口」に登録をお願いします。登録して下さった医師には、本研究に必要な資料などを送付します。

2) 疫学調査

「臨床情報調査票」に記入いただき、返信用レターパックを用いて日本小児科学会事務局に郵送、もしくはエクセルファイルを同事務局 (jps_wakuchin@jpeds.or.jp) までパスワードをつけて電子媒体として送信下さい。

3) 臨床検体の採取、保管、送付

担当医師に送付される「臨床情報調査票送付と臨床検体送付の手順」にしたがって、全血、血清、便、咽頭ぬぐい液、肝組織などを研究班事務局である国立国際医療研究センターに送付下さい。

5. 本研究に関する問い合わせ先

日本小児科学会事務局: jps_wakuchin@jped.s.or.jp

AMED 研究班 新興・再感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業
「原因不明小児急性肝炎の実態把握、病原体検索、病態解明と治療法の開発」
国立国際医療研究センター内研究班事務局: shoni-kanen@hosp.ncgm.go.jp